

健康日本 2 1（第二次）の最終評価の進め方（案）

1 . 検討の方法

最終評価に向けた検討は、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において行うこととし、検討に当たっては、既に部会の下に設置されている健康日本 2 1（第二次）推進専門委員会（以下「専門委員会」という。）において、部会と連携しながら、また検討状況に応じて専門委員を追加するなどしながら作業を進める。

2 . 検討の内容

最終評価の実績値の評価、諸活動の成果の評価とともに、次期計画策定に向けて、検討の視点や運動の方向性について整理を行う。

3 . 今後のスケジュール

最終評価については、歯科疾患実態調査の結果公表時期を考慮し、令和 4 年の夏頃を目途に取りまとめることとし、今後、部会及び専門委員会を随時開催し、検討を進めていくこととする（別紙 1）。

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会及び専門委員会の今後の日程(案)

| (部会) | (専門委員会) |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第43回 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 2021年1月21日(木)13:00～15:00 〔・次期国民健康づくり運動プランの策定及び 今後の検討進め方 ・最終評価の進め方〕 | 専門委員会 2021年6月 (最終評価の評価方法等) 専門委員会 2021年8月 (実績値の評価等) 専門委員会 2021年10月 (実績値の評価等) 専門委員会 2021年12月 (実績値の評価、報告書骨子案等) |
| 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 2022年1月 〔・最終評価報告書骨子案〕 | 専門委員会 2022年3月 (報告書素案) 専門委員会 2022年5月 (報告書案) |
| 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 2022年7月 〔・最終評価報告書案の最終審議 ・次期プラン策定専門委員会の設置了承 ・次期プランの方向性〕 | |

2022年夏頃より次期プランについて議論を開始し、2023年春を目途に次期プランを公表

2023年度に都道府県等が健康増進計画を策定

2024年度から次期プランを開始

健康日本 21（第二次）推進専門委員会の設置について

平成 26 年 6 月 3 日 制定
平成 30 年 9 月 20 日 一部改正
厚生科学審議会
地域保健健康増進栄養部会了承

1. 目 的

急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、これら生活習慣病に係る医療費の国民医療費に占める割合は、約 3 割となっている。

厚生労働省では、平成 12 年より生活習慣病やその原因となる生活習慣の改善等に関する課題について目標等を選定し、国民が主体的に取り組める新たな国民健康づくり対策として「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」（以下「健康日本 21」という。）を推進している。

平成 25 年 4 月 1 日に「健康日本 21（第二次）」を開始しており、目標設定後 5 年を目途にすべての目標について中間評価を行うとともに、目標設定後 10 年を目途に最終評価を行うこととされている。「健康日本 21（第二次）」の進捗を確認し、着実に推進することを目的として、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会に「健康日本 21（第二次）推進専門委員会」を設置する。

2. 検討事項

下記の項目について、科学的知見に基づき検討を行う。

- (1) 「健康日本 21（第二次）」の進捗確認や目標の在り方等に関する事項
- (2) その他「健康日本 21（第二次）」の推進に関する事項

3. 構 成

- (1) 専門委員会の委員は別紙のとおりとする。
- (2) 委員の任期は「健康日本 21（第二次）」の最終評価報告までとする。
- (3) 委員長は、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会運営細則（平成 23 年 10 月 14 日地域保健健康増進栄養部会長決定）第 3 条に従い、専門委員会委員の中から部会長が指名する。
- (4) 副委員長は、委員長が指名する。
- (5) 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

4. 委員会の運営等

- (1) 専門委員会は委員長が招集する。なお、委員長は審議の必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。
- (2) 委員長は、必要と認めるときは、専門委員会に作業部会を置くことができる。
- (3) 専門委員会の議事は公開とする。ただし、特段の事情がある場合には、委員長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができる。

(4) 専門委員会の庶務は、健康局健康課において総括し、及び処理する。

健康日本 21 (第二次) 推進専門委員会委員名簿

| | |
|--------|---------------------------------------------------------------------|
| 岡村 智教 | 慶應義塾大学医学部教授 |
| 鎌田 久美子 | 公益社団法人日本看護協会常任理事 |
| 北原 佳代 | 三菱日立パワーシステムズ(株) 安全環境管理総括部健康管理室 健康管理室長 兼 産業医 |
| 近藤 克則 | 千葉大学予防医学センター教授 兼 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 老年学・社会科学研究センター老年学評価研究部長 |
| 澤田 亨 | 早稲田大学スポーツ科学学術院教授 |
| 曾根 智史 | 国立保健医療科学院次長 |
| 高野 直久 | 公益社団法人日本歯科医師会常務理事 |
| 瀧本 秀美 | 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 栄養疫学研究部長 |
| 谷川 武 | 順天堂大学大学院医学研究科教授 |
| 辻 一郎 | 東北大学大学院医学系研究科教授 |
| 津下 一代 | あいち健康の森健康科学総合センター長 |
| 道明 雅代 | ドーミヨ薬局薬剤師 |
| 中村 正和 | 公益社団法人地域医療振興協会 ヘルスプロモーション研究センター長 |
| 西村 正治 | 北海道大学名誉教授 |
| 羽鳥 裕 | 公益社団法人日本医師会常任理事 |
| 松下 幸生 | 独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター副院長 |
| 村山 伸子 | 新潟県立大学人間生活学部健康栄養学科教授 |
| 山縣 然太郎 | 山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座教授 |
| 山之内 芳雄 | 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 所長補佐 精神保健計画研究部長 |
| 横山 徹爾 | 国立保健医療科学院生涯健康研究部長 |
| 吉村 典子 | 東京大学医学部附属病院 22 世紀医療研究センター 口コモ予防学講座 特任教授 |
| 若尾 文彦 | 国立研究開発法人国立がん研究センター がん対策情報センター長 |